

民間競争入札実施事業
「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況（平成 29 年調査及び 30 年調査）は以下のとおり。

I 事業の概要等

事項	内容
事業概要	「公共サービス改革法」に基づく民間委託統計調査の実施により、製材工場、合単板工場、木材チップ工場及び木材流通業者（以下「製材工場等」という。）を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施。請負範囲は、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（以下「木材価格統計調査」という。）における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計及び調査対象への謝礼支給に係る業務。
実施期間	平成 28 年 11 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までの 3 年 3 ヶ月間
受託事業者	一般財団法人 農林統計協会
契約金額（税抜）	15,000,000 円 （1 調査年当たり：5,000,000 円）
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝3 者／予定価内 2 者）
事業の目的	木材価格統計調査は、素材・木材チップや木材製品の価格水準及びその変動を把握し、木材の流通改善対策等の推進に資することを目的としている。
選定の経緯	官民競争入札等監理委員会第 9 回統計調査分科会（平成 19 年 11 月 26 日開催）において、民間事業者を活用できる業務については、可能な限り活用していくこととし、民間事業者が受託可能と判断した統計調査業務を選定したものである。 基本方針に掲載された年度：平成 19 年度 市場化テストとしての事業実施回数：4 回 新プロセスに移行した年度：平成 25 年度
特記事項 （改善指示・法令違反 行為等の有無）	なし

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 確保されるべき質の達成状況及び評価

平成29年調査及び平成30年調査における業務は、あらかじめ農林水産省と調整したスケジュールに沿って確実に実施された。

なお、確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

① 調査票の回収・督促

ア 実施状況

民間事業者は、農林水産省が選定した調査対象に対して、毎年11月から12月にかけて協力確認を行い、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収、若しくは政府共同利用システムオンライン調査システムを使用して調査票を回収した。

毎月の調査票の回収率は、民間事業者が電話又は電子メールにより督促を行った結果、平成29年調査が100.0%、平成30年調査が99.6%となった(表1)。

平成30年調査において調査票を回収できなかった要因は、一部調査対象の調査拒否等による。

また、報告の遅れがちな調査対象に対し、報告期日前に電話、FAX又は電子メールにより報告期日のお知らせを行っている。

なお、督促件数は、平成29年調査が487件、平成30年調査が549件であった(表2)。

表1 月別回収率

		平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 29年	調査対象数	353	349	353	352	354	353	355	355	354	354	354	354	354
	回収率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成 30年	調査対象数	354	355	355	354	354	355	355	353	353	355	355	355	355
	回収率(%)	99.6	100.0	100.0	99.7	99.4	99.7	99.2	99.2	99.2	99.7	99.7	99.7	99.7

注：7月・8月の回収率は、平成30年7月豪雨の影響により調査票を回収できなかった愛媛県における2製材工場等を除いた数である。

表2 月別督促件数

単位：件

		合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成29年		487	26	32	39	44	45	41	37	44	58	32	47	42
平成30年		549	36	46	38	42	32	41	59	40	50	37	61	67
(参考) 第3期	平成26年	517	48	37	40	36	48	39	41	44	43	41	49	51
	平成27年	482	40	30	40	39	42	36	42	47	41	31	40	54

イ 評価

実施結果は、平成30年調査において一部調査対象の調査拒否等により、確保されるべき質として設定された目標回収率(100%)を僅かに下回っており、民間事業者が協力依頼を行ったにもかかわらず協力が得られなかったため、これ以上の協力依頼を行っても調査対

象から協力を得ることは困難と国側で判断したところである。

なお、平成30年調査の督促件数が平成29年調査に比べて増加したことについては、主に7月豪雨等の影響により対応したものであるが、調査票の回収に当たって民間事業者は、電話又は電子メールにより督促を行っており、報告が遅れがちな調査対象に対して報告日前に電話、FAX又は電子メールにより報告期日を知らせるなど創意工夫を行っていることは評価できる。

② 照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、調査対象からの問合せ、苦情等への対応に当たって、農林水産省との打合せを十分に行い、調査票へ記入する価格の照会など具体的な事例を含む問合せ、業務マニュアルの作成・更新を適宜行い、マニュアルに沿って業務を実施した。

さらに、照会のあった内容を照会参考資料として整理し、それ以降の照会対応が効率的に行えるようにした。

また、実務担当者への研修は、農林水産統計調査に精通した者を講師として実践的な研修を行い、問合せ、苦情等への対応の準備を行った。

調査対象からの問合せ件数は、平成29年調査が23件、平成30年調査が19件であった。

なお、苦情については平成29年調査、平成30年調査ともに0件であった（表3）。

表3 問合せ・苦情等対応件数

単位：件

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成29年問合せ	23	7	1	1	2	2	0	3	2	0	2	3	0
苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年問合せ	19	2	0	0	3	0	1	2	3	2	0	5	1
苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○ 問合せの主な内容

調査内容（調査対象品目の単位、記入の仕方等）、オンライン調査の操作等

イ 評価

民間事業者は、本調査内容、審査・疑義照会業務の対応等についての問合せ、業務マニュアルを作成及び更新し、照会対応等の業務を効率的に行えるようにしていることは評価できる。また、農林水産統計調査に精通した者を講師とした研修を行い、実践においても調査対象からの問合せに適正に対応していることは評価できる。

③ 調査票の審査、疑義照会対応業務

ア 実施状況

回収された調査票について民間事業者は、「審査、集計、検討事項一覧表」に基づき、目視での記入漏れ等の確認を行い、疑義があるものについては調査対象と接触可能な時間

帯を把握し、効率的に疑義照会を行った。

また、民間事業者は審査が終了した調査票について、全項目について作成した審査プログラムを用いて、審査基準以上の変動がある調査票を抽出し、審査が必要な場合は疑義照会の確認を的確に行った。

疑義照会件数は、平成 29 年調査が 220 件、平成 30 年調査が 228 件であり、第 3 期事業（前期）の平成 26 年調査の 372 件、平成 27 年調査の 288 件と比べて減少している（表 4）。

表 4 月別疑義照会件数

単位：件

		合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 29 年		220	22	17	22	20	20	19	20	15	21	17	19	8
平成 30 年		228	32	34	24	20	15	16	19	6	17	12	19	14
(参考) 第3期	平成26年	372	35	46	28	46	48	27	23	26	19	34	23	17
	平成27年	288	31	27	36	27	32	20	22	16	13	19	29	16

○ 疑義照会の主な内容

データの記入なし（該当品目取引なし）・記入位置が適切か（段ずれ）の確認、消費税区分確認、前月比や前月差が基準以上である価格変動要因理由等

イ 評価

民間事業者は、農林水産省が示した「審査・検討・集計事項一覧表」に基づき、目視での記入漏れ等の確認を着実にを行い、調査対象と連絡が付きやすい時間帯を把握し疑義照会を行い、調査対象と接触できる創意工夫をしたことは評価できる。集計後は全項目について作成した審査プログラムを用いて、審査基準以上の変動がある調査票を抽出し、「審査、集計、検討事項一覧表」に基づき集計結果の審査を的確に行ったことが疑義照会件数の減少に寄与しており、調査対象への調査負担が軽減できていることは評価できる。

2. 実施経費についての評価

(1) 市場化テスト開始前の国における従前経費（平成20年調査の実施経費の3か年分）と実施経費との比較結果は、次のとおりである。

項目	金額等
従前経費 (A)	4 1, 7 3 6 千円 (平成 20 年調査の実施経費の 3 か年分) 1 3, 9 1 2 千円 (平成 20 年調査の実施経費)
実施経費 (B)	1 6, 2 0 0 千円 (平成 29 年から 31 年調査までの 3 調査年分) 5, 4 0 0 千円 (1 調査年分)
削減額 (C) = (A) - (B)	2 5, 5 3 6 千円 8, 5 1 2 千円 (1 調査年分)
削減率 (C / A × 100)	6 1. 2 %

注 1：従前経費は、市場化テスト実施前の平成 20 年調査の実施経費である。

注2：実施経費は、平成29年から31年調査までの契約金額（税込）である。

注3：実施経費には、国が実費を負担する謝金及び郵送料は含まれていないため、従前経費（A）における平成20年調査の実施経費から謝金及び郵送料（平成20年調査の調査対象数を乗じて計算した金額）を除いている。

（2）評価

従前経費（A）（平成20年調査の実施経費の3か年分）と、実施経費（平成29年から31年調査までの3調査年分）を比較した結果、削減額（C）は25,536千円の削減になったが、これは民間事業者が業務を効率的に行ったことによる物件費（消耗品費、光熱費等）の削減により、約6割の費用を抑制することができたものである。

3. 評価委員会等からの評価

平成31年2月7日、3名の外部有識者からなる「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催し、本事業の実施状況報告について、以下のとおり評価を得た。

- ① 回収率は100%にはなっていないが、十分に質は確保できていると評価できる。回収率が100%を下回っていることはやむを得ない。
- ② 質を悪化させるような要因はないという意味で十分な質は確保されている。
- ③ 疑義照会の件数は減少傾向にあり、調査対象との信頼関係が醸成されており、効率的に業務が行われていることは評価できる。経費についても削減されている。

4. 評価のまとめ

（1）評価の総括

確保されるべき質の達成状況及び実施経費については、技術検討会において評価を得ることができたところである。一方、競争性の確保については、二者応札であったものの、受託した民間事業者が前期と同一事業者であったことから、他の事業者の参入が図られるよう、実施要項において、本事業の仕組みについて十分に情報開示するなどの取組を行い、更なる競争性の確保に向けた対策を講じることとする。

（2）今後の方針

上記（1）を踏まえ、次期事業においても引き続き「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスにより、事業を実施することとしたい。